

国民健康保険税の税率などを変更しました

・国民健康保険の運営状況

国民健康保険は平成30年度から都道府県化により、市町村では東京都から示される国保事業費納付金を支払うことで医療費の全額が補助され、急激な医療費の増加などに左右されない安定した財政運営が可能となっています。

しかし、町ではこの納付金などを支払うために必要な保険税が確保できないことから、不足する保険税分を一般会計からの繰入金（法定外繰入）により賄う厳しい状況が続いています。

・国保税率の改正

町では東京都から示された「標準保険料率」を参考に「国保財政健全化計画」を策定し、計画的な税率改定により、法定外繰入を段階的に削減していくこととしています。

令和3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により税率の改定を見送り、令和4年度の税率改定では、下表のとおり改正しました。

項目		令和4年度 標準保険料率	令和4年度①	令和3年度②	比較①－②
医療分	所得割	6.54%	5.60%	5.20%	0.40%
	均等割	38,520円	28,100円	26,500円	1,600円
	限度額	—	650,000円	630,000円	20,000円
後期高齢者 支援分	所得割	2.41%	1.90%	1.70%	0.20%
	均等割	13,781円	10,500円	9,500円	1,000円
	限度額	—	200,000円	190,000円	10,000円
介護納付金分	所得割	2.36%	1.85%	1.75%	0.10%
	均等割	17,179円	12,000円	11,500円	500円
	限度額	—	170,000円	170,000円	0円

・国保税の軽減

国保世帯の合計所得が一定金額以下の世帯は、保険税均等割額が軽減されます。申請の必要はありませんが、軽減を受けるためには、世帯主を含む被保険者全員の方の所得の申告が必要です。

・未就学児の保険税均等割額の軽減（令和4年度から）

子育て世帯の経済的な負担を軽減するため、未就学児に係る保険税均等割の5割を減額します。

・納税通知書の送付

令和4年度の国民健康保険税の納税通知書は、7月上旬に送付します。

・医療費の節約にご協力ください

日頃の生活習慣を振り返り、特定健診を受診するなど、健康保持・増進に努めることが大切です。後発医薬品（ジェネリック医薬品）などの利用も薬代の節約につながります。

みなさんのご協力をお願いします。

※問い合わせは、

- ・住民課 総合収納係（国民健康保険税について） ☎83-2190
- ・住民課 総合窓口係（国民健康保険の制度について） ☎83-2182
- ・福祉保健課 健康係（特定健診について） ☎83-2777